

第13回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年6月30日（水）

場所 市役所1階 多目的室

議案 議第1号 農地法第3条許可申請について

議第2号 農地法第4条許可申請について

議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について

議第4号 農地法第5条許可申請について

議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 善根地区)

議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社買入分 西山町長嶺地区)

議第8号 令和3年度農地パトロール（案）について

その他 7月総会の会議開催予定日時

第14回総会を7月30日（金）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田事務局長

皆様暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。推進委員さんが若干お見えになりませんが、農業委員さんは全委員お揃いになりましたので第13回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。総会に先立ち、先般6月24日に県の農業会議の総会に石塚会長に出席していただきました。総会会議に続きまして、会長会議があり、その時に皆様方から農業新聞の普及拡大に御尽力いただいた取組に対しまして、全国農業会議所から表彰されました。朗読させていただき、御披露いたします。当日は表彰状と全国農業会議所から5,000円分のギフト券を頂きました。ギフト券につきましては、事務局で預からせていただきます。御了承ください。

表彰状 柏崎市農業委員会殿 貴会は情報提供活動の重要性を深く認識され全国農業新聞の普及推進に著しい成果を収められました。よってここに表彰いたします。令和3年6

月 24 日 一般社団法人 全国農業会議所 会長 國井 正幸
ということです。

(賞状披露)

前の庁舎の時とは異なり、新しい庁舎に移動して来てからはカウンターに物を置けない状況になっていますので私のほうで保管させていただきます。

それでは、第 13 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。

それでは、石塚会長よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様大変お疲れ様でございます。本日はよろしく願いいたします。

今ほどは、事務局が申し上げましたとおり全国農業新聞におきまして柏崎市が表彰状を頂いたわけでございます。ありがとうございました。

市町村農業委員会会長会議の中で全国農業会議所から、農業委員会を巡る情勢と新たな農地利用最適化についての説明がありました。内容につきましては、何度も申し上げてますが、国の規制改革推進会議で 6 月 1 日に実施計画を提出し、6 月 18 日にはこの実施計画が閣議決定される予定です。前にも申し上げましたが、非常に今までと違って厳しい環境になっております。皆様方には目に見える活動を推進していただきたいと思います。要は、皆様方が取り組んでいる姿を分かりやすく説明できるようなものにしていただきたい、ということだと思います。皆様方が普段活動していることにつきまして、活動記録簿を書くということだと思います。と申しましても、活動記録簿の毎月の行数が 10 行しかありませんが、必要であればコピーをしたり行を追加してでも記入していただきたいと思います。私ですが、6 月の活動記録簿は 2 ページになりました。

取り留めのない話になりましたけれども、情報提供ということで話をさせていただきました。

それでは、着席をして進行させていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

霜田事務局長

委員数は 19 人であります。現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることを報告致します。また、農地利用最適化推進委員の出席は 23 人であります。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 13 回総会を開催します。

議長

次に、柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、4 番 平野 松夫 委員、16 番 阿部 淳一委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」ですが、申請番号 1 及び 2 の案件が、○ ○ ○ ○委員に関する案件でありますので、○ ○ ○ ○委員の退席を求めます。

－ ○ ○ ○ ○委員が退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a 当たりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 加納字友兼〇〇番 田 外2筆 計733㎡。大字加納〇〇番地〇 〇〇 〇
〇。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号2 加納字友兼〇〇番 田 外3筆 計365㎡。大字加納〇〇番地 〇〇 〇
〇。大字加納〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1及び2について、それぞれ
地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、局長代理山崎が現地調査を行
いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号
までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ
んか。

－ 「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第1号 申請番号1及び2の案件を許可処分と決定
することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり－

議長

議第1号 申請番号1及び2の案件の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求
めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員が入室－

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号1及び2の案件は許可処分と決定いたしまし
た。

議長

続いて、申請番号 3 及び 4 の案件の審議を行います。事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。続きまして、申請番号 3 及び 4 について御説明いたします。

申請番号 3 山本字岩野〇〇番〇 畑 外 1 筆 178 m²。大字山本〇〇番地 〇 〇〇
外 2 名。大字山本〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 4 南条字天神腰〇〇番 田 外 14 筆 3,239 m²。大字南条〇〇番地 〇〇 〇
〇 外 9 名。大字加納〇〇番地 〇 〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円で
す。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 3 及び 4 について、それぞれ
地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、局長代理山崎が現地調査を行
いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号
までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ
んか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 3 及び申請番号 4 の案件を許可処
分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請番号 3 及び 4 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 西山町大崎字向山〇〇番〇 外 2 筆 畑 477 m²。埼玉県北足立郡伊奈町栄六丁目〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。

申請地は、昭和 52 年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書3ページを御覧ください。議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 西山町坂田字二田沖〇〇番〇 外1筆 田 510 m²。燕市吉田鴻巣〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇。菜園及び資材倉庫。第2種でございます。

申請地につきましては、当初、同社が経営する介護施設の駐車場を目的としていましたが、これを変更し、入所者の療養指導のための菜園等として利用するものです。

申請番号2 山本字上山〇〇番 外4筆 畑 3,967 m²。大字山本字下山〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。砂採取。第2種でございます。

申請地につきましては、平成30年8月16日付けで農地法第5条における一時転用の許可を受けております。今回の申請では、工事期間を、当初の令和3年9月30日から令和6年9月30日に延長するものです。

申請番号3 安田字鳥越川原〇〇番〇 外1筆 田 644 m²。大字安田〇〇〇番地 〇〇〇。十日町市太平〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。太陽光発電設備。第2種でございます。

申請地につきましては、当初計画者が貸住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、承継者が太陽光発電設備を設置するものです。

先月の総会で御審議いただきました安田字鳥越川原〇〇番〇 外2筆における同社の太陽光発電設備用地に隣接しておりますが、今回の申請地とは土地所有者が異なり、また、土地利用計画も別となっております。

なお、本件の太陽光発電設備につきましては、申請地内に併設するコンピュータの電源として利用され、発電した電力は全て自家消費される予定ですので、売電はございません。また、コンピュータについては、携帯電話網でデータを受信して処理を行うもので、申請地と外部をつなぐケーブル等の設置はございません。

議第4号 農地法第5条許可申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号4 新赤坂三丁目〇〇〇番 畑 219 m²。新花町〇番〇〇号 〇〇 〇〇 外1

名。新橋〇番〇号 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。建売住宅。第3種でございます。

申請地につきましては、当初計画者が一般個人住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、承継者が建売住宅を建築するものです。

議第4号 農地法第5条許可申請 申請番号2に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の4ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

河合 則雄推進委員

申請番号2の山本字上山の〇〇〇〇〇のもっと詳しい図面はありますか。

大橋係長

現地は砂一面に覆われてまして、より詳細な図面にすることは難しいと思われまして。

河合 則雄推進委員

大字橋場町との地境の砂山ですよね。この砂を取るということなんだろうが、参考となる図面があれば後で見せてください。

大橋係長

現地に行った写真がございますので、御覧ください。

河合 則雄推進委員

私たち橋場地内の地境になりますので誰かが質問されると思ってお聞きしました。

議長

今の回答でよろしいでしょうか。

河合 則雄推進委員

はい。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄委員

申請番号 2 に関連して、砂を取るには農地法以外に何か申請や許可が必要ですか。砂山が急な斜面の場合崩れる心配はないのですか。砂を取った後の計画を分かる範囲で教えてください。

大橋係長

法令に基づく許可状況ですが、林地開発変更許可申請、大規模開発行為申請、砂利採取計画認可申請、法定外公共物使用許可更新申請、生産物採取許可更新申請について、各関係機関と調整を行っています。

二番目の質問ですが、現地調査において地形の大幅な変更は認められませんでした。工事期間が終わりましたら、所有者に原状回復して返還する予定となっています。

No.2 灰野 善栄委員

要は砂を取って平にして返すということですか。

大橋係長

砂地ですので造成は不可能と思われます。原状回復した後は、農地として利用されるということです。

No.2 灰野 善栄委員

もう一ついいですか。林地開発や大規模開発を並行して審査するということですが、農業委員会が許可をする場合は他の許可と同じ日付となりますか。

大橋係長

基本的には、同日になります。

－「議長」との声あり－

河合 則雄推進委員

現在、〇〇（〇〇）が取っていると思いますが、多くを広げようとしていると思います。土砂採取法に伴って傾斜地を厳しく管理されるということですが、その部分はどうでしょ

うか。急傾斜地で砂を取って土砂崩れが予想されるような土地でしょうか。

大橋係長

土砂崩れが起こる状況にはならないと思われます。所管部署からも問題となるような話は聞いていません。

河合 則雄推進委員

後で図面を見せてください。

大橋係長

はい。

議長

他に御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条許可処申請について」事務局に説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 安田字鳥越川原〇〇番〇 外 1 筆 田 644 m²。大字安田〇〇〇番地 〇〇〇。十日町市太平〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。太陽光発電設備。第 2 種でございます。
議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 新赤坂三丁目〇〇番 畑 219 m²。新花町〇番〇〇号 〇〇 〇〇 外 1 名。新橋〇番〇号 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。建売住宅。第 3 種でございます。
議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 3 鯨波二丁目字向田乙〇〇番〇 畑 53 m²。松美一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。中浜一丁目〇番〇-〇〇号〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。トレーラーハウス。第 3 種でございます。

本件のトレーラーハウスにつきましては、設置後、上下水道等のライフラインの接続を行い、住居として利用される予定です。

申請番号 4 横山字神祖ノ下〇〇番〇 外 2 筆 田 976 m²。長峰町〇番〇号 〇〇 〇〇。大字横山〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。資材置場。第 2 種でございます。

本件につきましては、同社の現在の資材置場が手狭になったことから申請されたものです。用地内には農業用水路があるため、周辺農地に影響を与えないよう同社が水路の機能維持及び管理を行うこととしています。

申請番号 5 扇町字宮田〇〇〇番〇 外 1 筆 田 495 m²。北半田一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。扇町〇番〇号 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 6 比角二丁目字古見野〇〇番〇 畑 36 m²。四谷二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇〇。大字土合〇〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。販売用一般住宅。第 3 種でございます。

申請地は、昭和 59 年以前から、隣接する宅地の比角二丁目字古見野〇〇番〇と一体的に既存住宅の敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。許可後は、中古住宅及び敷地として販売する計画となっています。

続いて、議案書 5 ページを御覧ください。

申請番号 7 曾地字北田〇〇番〇 田 72 m²。大字下田尻〇〇番地〇 〇〇 〇〇。大字鯨波乙〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇〇。宅地の拡張。家庭菜園。第 2 種でございます。

譲受人は、申請地に隣接する曾地字北田〇〇番の宅地及びこれを敷地とする既存住宅を取得済みであり、申請地を宅地に加えて家庭菜園として利用する予定です。

申請番号 8 新赤坂三丁目〇〇番 畑 346 m²。番神一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。大字大沢〇〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請番号 9 東本町二丁目字塔ノ下〇〇〇-〇 外 1 筆 畑 108 m²。神奈川県小田原市高田〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇。東本町二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。貸駐車場の拡張。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明いたします。議案書 6 ページを御覧ください。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 権利の種類 賃借権
- 3 利用権の設定・移転の別 移転
- 4 権利の移転日 令和 3 (2021) 年 7 月 20 日
- 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
- 6 対象農地の面積 賃借権 (一般分) 田 (35 筆) 35,567.00 m²
賃借権 (円滑化分) 田 (3 筆) 3,444.00 m²
計 (38 筆) 39,011.00 m²
- 7 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人 (新潟県農林公社)、所有者 12 人
- 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
- 9 実施地区 柏崎市
- 10 公告予定年月日 令和 3 (2021) 年 7 月 19 日

農用地利用集積計画変更の明細は 7 ページから 10 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社 売渡分 善根地区）」について、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議案書 11 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。この議案は、5 月 30 日の総会でありましたとおり、新潟県農林公社が所有者から借りていた農地を今回受人に売り渡すための議案です。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 善根地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積 田（1 筆）2,021.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日 令和 3（2021）年 7 月 19 日

農用地利用集積計画の明細は 12 ページのとおりです。

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社 買入分 西山町長嶺地区）」について、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

事務局でございます。議案書 13 ページを御覧ください。議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 買入分）
（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 所有権移転登記完了後 10 日以内
- 7 対価の支払方法 譲渡人の指定口座に振り込む
- 8 対象農用地の面積 田（7 筆）6,680.00 m²
- 9 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社）、渡人 1 人
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日 令和 3（2021）年 7 月 19 日

農用地利用集積計画の明細は 14 ページのとおりです。

こちらのほうが順調に進んでまいりますと、来月に先程議第 6 号で説明をさせてもらったような農林公社からの売渡しという議案を上程させていただきたいと思います。

以上となります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.2 灰野 善栄農業委員

所有権が移転することは分かりますが、所有権登記とはどういうものですか。農林公社に名義を変えてそれから受人にという流れになるのでしょうか。教えてください。

山崎事務局長代理

灰野委員が仰ったように所有権を農林公社に移しまして、農林公社から新たな受人に移転をするということです。

議長

他に御意見御質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第8号 令和3年度農地パトロール（案）について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 15 ページを御覧ください。議第 8 号 令和 3 年度 農地パトロール（案）について、御説明いたします。

議案書をおめくりいただき、16 ページ「柏崎市農地パトロール実施要領」を御覧ください。

始めに農地パトロールの趣旨についてですが、平成 28 年 4 月の改正農業委員会法施行により、「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」を内容とする「農地利用の最適化」が農業委員会の業務として必須業務となり、「農地利用最適化推進委員」の設置等が定められた。一層、優良農地の確保と農地の利用調整等の観点から確実な取組の実施が求められている。このため、農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む。なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第 30 条の利用状況調査と一体的に行うこととする。ことを趣旨としております。

次に、議案書中段を御覧ください。農地パトロールの徹底についてですが、農地パトロールは全ての農地を対象に行い、必要に応じて地域農業に精通した者、農業団体等の協力を得て実施することとする。なお、実施に当たっては、次の事項を集中的に取り組むこととする。

- ・ 遊休農地の実態把握と是正指導
- ・ 農地の違反転用の早期発見と是正指導
- ・ 農地への不法投棄の早期発見と是正指導

となっております。

農地パトロールについては、農業委員及び最適化推進委員の皆様から地区別に班を編成して活動いただきます。皆様の御協力をお願いいたします。

今年度の班編成については、議案書 20 ページの「9 地区別パトロールの班編成」を御覧ください。

各班のリーダーについては、お手数をお掛けしますが、二重丸が付いた農業委員の方をお願いしたいと思います。

実施時期については、例年、農繁期を避け、7月から8月としております。今年度の実施期間は、7月12日から8月31日までを計画しております。

今ほど、農地パトロールの実施要領の趣旨及び徹底についてお話をさせていただきましたが、議案書 18 ページから 19 ページに「農地パトロールの具体的行動計画」をお示しさせていただきましたので、御覧ください。

農地パトロールにおける「遊休農地の実態把握と是正指導」については、遊休農地に加え非農地の把握も行うこととなります。この遊休農地、非農地の把握については、農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」と一体的に行うこととなります。

これとは別に、昨年度まで国の「荒廃農地調査」という類似の調査がありましたが、現場での負担軽減や効率化等の観点から、今年度から2つの調査が統合されました。

この結果、今年度から遊休農地及び非農地の区分については、2つの調査の区分が統合され、議案書18ページ下段の「5 遊休農地及び非農地の区分」により行うこととなりました。

遊休農地については、①人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等（以下「草刈り等」という）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地、②草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地、③その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地の3区分となっています。②、③については、現場での判断が難しいと思われるので、実際は①に該当するかどうかで遊休農地を判断することになると思われます。

判断に当たり、耕作はされていなくても年間1回は草刈りをする等の維持管理がされているような農地は、遊休農地として扱う必要はないと考えます。

遊休農地と判定された農地については、農地法第32条に基づき、所有者等に対し、判定後直ちに「利用意向調査」を行い、回答期限までに回答が得られない場合は、農業委員または推進委員が直接訪問等を行うほか、所有者等から意思の表明がない農地については、最終的に勧告を実施するなどの強い措置を講じることとなります。

一方、表最下段の区分の非農地については、農業委員または推進委員が3人以上で現地調査を行い、「既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地」と判断した場合、非農地とすることができます。所有者等には非農地となった旨の通知は行いますが、利用意向調査や勧告等を行いません。

遊休農地及び非農地については、こういった点を踏まえ、判定を行うこととなります。

違反転用や不法投棄につきましては、早期発見及び是正指導をお願いします。

特に違反転用に関しては、工事の中止や現状復旧等の命令に従わない場合、個人にあっては「3年以下の懲役または300万円以下の罰金」が、法人にあっては「1億円以下の罰金」といった厳しい罰則が科されるほどの重大な違法行為ですので、御留意ください。

調査対象土地については、議案書18ページの「4 調査対象土地」に記載のとおり、基本的には市内全域の農地となります。

次に農地パトロールの実施方法について説明いたします。議案書19ページの「6 実施方法」を御覧ください。

(1) 農業委員及び推進委員が地区別に班編成をしてパトロールを行います。

- (2) 班内で分散してパトロールを行う場合は、農業委員または推進委員が3人以上でまとまって実施いただきます。これは、先ほど申しました非農地の判断を行うためです。

南鯖石地区の班については、人数が2人となっており、3人に満たないことから、必要に応じ、中鯖石地区の班と協力・連携して対応をお願いします。

- (3) 目に見える活動を図るため、「腕章、キャップ、ゼッケン」を着用します。
(4) パトロールの際は農地パトロールマグネットシートを車に装着します。
(5) 農業委員及び推進委員の活動の様子及び調査対象土地をデジタルカメラで撮影し、事務局が配布した航空写真に「調査対象土地」、「撮影地点」及び「現況」を記入します。

なお、「現況」については、「遊休農地①」、「遊休農地②」、「遊休農地③」、「非農地」、「違反転用地（内容）」、「不法投棄地」との6区分に分けて記入します。

今回から航空写真を御用意いたしますので、こちらに記入してください。

- (6) パトロール実施後は、「農地パトロール実施結果報告書」及び「農地パトロール結果（個票）」に必要事項を記入してください。

ここでお願いになります。調査で使用する「農地パトロール実施結果報告書」、「農地パトロール結果（個票）」、「図面」、「画板」、「ホワイトボード」等については、各班に1式ずつ、事務局で7月12日（月）までに御用意いたします。

申し訳ございませんが、各班のリーダーの方は、お手数をお掛けしますが、7月12日（月）以降、事務局に受け取りにお越し願います。また、お越しの際は、事前にお電話をいただければ幸いです。

農地パトロール終了後は、議案書の「7 事務局への提出書類等」に記載のものを、お手数をお掛けしますが、9月10日（金）までに事務局に提出してください。

なお、撮影した写真データにつきましては、データを保存したSDカード等をお借りしたいと思います。

以上です。

暑い時期の活動となりますので、熱中症やパトロール中の事故及びけがには十分御注意ください。また、イノシシやクマ等についても細心の注意をお願いいたします。加えて、パトロール時に限ったことではありませんが、「3密」の回避、うがい・手洗いの励行等、新型コロナウイルス感染防止にも御配慮ください。

なお、この会議室は17時まで取っております。総会終了後、ここで打ち合わせをしてい

ただいても結構です。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございますか。

－ 「なし」との声あり －

議長

よろしいでしょうか。それぞれ農作業のお手を煩わせることとなります。今ほど申し上げましたように、暑い時期でもあります。班の皆様におかれまして、検討のうえ怪我のないように、パトロールをお願いしたいと思います。

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 8 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 8 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

皆様のお手元のクリップで 3 枚留めてある第 13 回農業委員会総会（R3. 6. 30）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定（別紙）

- ・ 「農業委員会だより 43 号」編集会議②・③

7 月 16 日（金） 10：30～ 3 階 3-3 会議室

7 月 30 日（金） 総会終了後～ 1 階多目的室

情報会議委員参集のこと

8月31日号「農業委員会だより43号」の編集会議を7月16日(金)と7月30日(金)に行いますので編集会議の委員さんは、お集まりいただきたいと思ひます。

・市町村農業委員会代表者研修会

8月18日(水) 13:30～ 新潟市「ユニゾンプラザ」

運営会議委員出席のこと

代表者研修会ということで事務局の他、石塚会長を含めた役員の方と運営会議委員さんの出席をお願いいたします。

・第12回運営会議

8月20日(金) 9:00～ 3階3-3会議室

運営会議委員参集のこと

2 大丈夫ですか? あなたの土地

(国土交通省・法務省リーフレット)

3枚目の資料に国土交通省と法務省が合同で作成したのがあります。

農林水産省から県を通じてチラシが出ております。土地の色々な区分がありますが、こういったところでリーフレットが出ております。窓口にもありますので皆様方のところに相談があればつないでいただきたいと思ひます。

事務連絡には載せてありませんが、一つお願いがあります。既に皆様は御存知のところでございますが、田植え作業にあたってトラクターの鍵を外していたのに盗難にあったということがありました。

機械ではありませんが、農作物を盗まれたので農業委員会に見回りしてほしいということと支援策はないかと市役所に相談に来られた人がいました。春先にも干していた山菜を盗られたということがありました。他には警察に行ったが、話を聞いてもらえなかったので農業委員会に対応してもらえないかと相談に来られた方がいらっしゃいました。農業委員会では話を聞きますが、見回りや支援はしていません。可哀想なことです、盗られた物は戻ってくることはまずありません。お話を承ることしかできません。

委員の皆様が農業をされている方々の側に付いています。基本的には一人一人が注意をしてもらうこと。危ないと見受けられたら、委員の皆様方から注意や指導等の話をいただければありがたいです、そのようにお願いをさせていただきたいと思ひます。

皆様のお耳にも届いていると思ひますが、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

第14回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

7月30日(金) 13:30～ 庁舎1階多目的室

議長

せっかくの機会ですから、どなたか発言はございませんか。
各会議の代表者から、連絡・報告等はありませんか。

議長

以上で本日の日程は終了しました。
閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。

今日の内容にもありましたが、7月から農地パトロールが始まります。これからグループで調整して農地パトロールの話をしていただくこととなりますが、それに合わせて地域の今耕作されている農地についても話をしていただければ、今後耕作ができなくなった人が出た場合に、誰にお願いするかということも情報共有できるようになると思いますので、是非この機会に話し合いをお願いします。

以上です。

閉会 午後2時40分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____